

(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業

実 施 方 針 (概要版) (案)

生 駒 市 教 育 委 員 会

目 次

I 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容	1
2 特定事業の選定及び公表	5
II 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	6
1 敷地に関する各種法規制等	6
2 施設要件	6
III 事業者の募集及び選定に関する事項	8
1 募集及び選定の方法	8
2 審査及び落札者決定の手順	8
3 募集及び選定スケジュール	8
4 入札参加者の構成	9

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業

(2) 公共施設の管理者

生駒市長 小紫 雅史

(3) 本事業の目的

生駒市(以下「市」という。)の現学校給食センターは老朽化が進んでおり、さらに「学校給食衛生管理基準」に基づくドライ方式の導入や、作業区域の区分等に対応するため、新たな学校給食施設の早急な整備が求められているところである。

これら課題の解消を図りつつ、学校給食法の目的である「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ること」を実現するため、市は、小学校給食センターと中学校給食センターに分割して新しい生駒市学校給食センターの整備を行うこととし、まず最初に小学校給食センターとして(仮称)生駒北学校給食センター(以下「本施設」という。)を整備する。

なお、本施設の整備方法は、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、民間と行政のパートナーシップのもとで、財政資金の効率的かつ効果的活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。)に基づくものとし、本施設の設計、建設、維持管理及び運営の一部の業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者委ねることとする。

また、施設整備を行うにあたり、食の安全管理や衛生管理に特に留意し、効果的な健康教育・食育等のニーズにも対応できる施設とし、長期に亘って安全でおいしい給食を提供するとともに、良好な施設の維持管理等、給食の質の確保と整備運営コストの削減を図ることとする。

(4) 本事業の基本理念

本事業は、PFI法に基づき、PFI事業者(以下「事業者」という。)が本施設を整備し、運営期間内において施設の維持管理及び運営を行う。また以下の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

- ・ 食品衛生上の技術的水準を高めるための、ドライシステム及び汚染・非汚染区域の明確なゾーニングを導入すること。
- ・ 調理給食数を最大8,000食/日とすること。
- ・ HACCPの概念を取り入れた衛生管理への対応を図ること。(※HACCPとは、「食品の安全性に係る重要な危害要因を特定、評価し、管理するシステム」をいう。)

- ・ アレルギー等をもつ児童生徒への個別対応など、多様なニーズに対応できるシステムを構築すること。
- ・ 地産地消の推進による、地元食材の活用を行う。
- ・ 施設の防音・防臭を考慮し、近隣との共生を図ること。
- ・ 省エネルギー化に努めること。
- ・ 生ごみの減量化及び再資源化への対応を図ること。
- ・ 事業者選定の際に、民間事業者のノウハウを活かした効率的な設計・建設・維持管理・運営を行うこと。

（５）事業の内容

① 施設概要

- ・ 事業用地：生駒市高山町 12595 番地
- ・ 敷地面積：約 9,300 m²
- ・ 供給能力：8,000 食／日

② 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、市に施設の所有権を移転した後、維持管理・運営業務を行う方式（B T O: Build-Transfer-Operate）により実施する。

③ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 46 年 7 月 31 日までとする。

④ 事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおり想定している。

なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、後日公表する入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）をいう。以下同じ。）において示す。

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 設計・建設業務

- （ア）事前調査業務
- （イ）施設の設計業務
- （ウ）施設の建設業務
- （エ）工事監理業務
- （オ）調理設備調達業務
- （カ）調理備品調達業務
- （キ）食器・食缶調達業務
- （ク）事務備品調達業務
- （ケ）配送車調達業務
- （コ）近隣対応・周辺対策業務

- (サ) 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
 - (シ) 引き渡し業務
 - (ス) その他これらを実施する上で必要な関連業務
 - イ 開業準備業務
 - ウ 維持管理業務
 - (ア) 建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む。）
 - (イ) 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む。）
 - (ウ) 外構等保守管理業務（外構等の修繕業務を含む。）
 - (エ) 調理設備等保守管理業務（調理設備の修繕業務、調理備品の修繕・補充業務、食器・食缶等の修繕・補充業務、事務備品の修繕・補充業務を含む。）
 - (オ) 清掃業務
 - (カ) 警備業務
 - (キ) 長期修繕計画作成業務
 - (ク) その他これらを実施する上で必要な関連業務
 - エ 運営業務
 - (ア) 食材検収補助業務
 - (イ) 調理業務（アレルギー等対応食を含む。）
 - (ウ) 配送・回送業務
 - (エ) 洗浄等業務
 - (オ) 廃棄物処理業務
 - (カ) 運営備品調達業務
 - (キ) 配送車両維持管理業務
 - (ク) 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む。）
 - (ケ) 食育支援業務
 - (コ) 災害時の地域貢献
 - (サ) その他これらを実施する上で必要な関連業務
- ※ 各業務に付随する日常の衛生管理を含む

⑤ 市が行う業務

本事業のうち市が実施するものは、以下のとおりである。

- (ア) 食材調達業務
- (イ) 食材検収業務
- (ウ) 献立作成業務
- (エ) 栄養管理業務
- (オ) 給食費の徴収管理
- (カ) 食数調整
- (キ) 配膳業務
- (ク) 広報業務（見学者対応を含む。）
- (ケ) 食に関する指導業務

⑥ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則としては、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

なお、詳細については、入札説明書等において示す。

ア 本施設の設計及び建設に係るもの

市は、本施設の設計及び建設に係る交付金及び地方債が適用可能な範囲については、事業者に対して、定める額を建設一時金として支払う。また、市は、維持管理・運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、本施設の設計及び建設に係る初期投資に相当する金額から上記の建設一時金を控除した額を、サービス購入料として割賦方式により支払う。

イ 維持管理及び運営に係るもの

市は、維持管理・運営期間中、本施設の維持管理及び運営に係る対価を、サービス購入料として、物価変動を勘案して定める額を事業者を支払う。なお、サービス購入料は、物価変動に基づき、見直しを行う。

⑦ 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

⑧ 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

○事業契約の締結	平成 29 年 12 月下旬
○事業期間	事業契約締結日～平成 46 年 7 月末日
・ 設計・建設期間	事業契約締結日～平成 31 年 6 月末日
・ 開業準備期間	平成 31 年 7 月初旬～平成 31 年 8 月末日
・ 供用開始日	平成 31 年 9 月 1 日
・ 維持管理・運営期間	平成 31 年 9 月 1 日～平成 46 年 7 月末日

⑨ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は、給食センターを入札説明書等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

2 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定の基本的考え方

市は、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、PFI法第6条に基づく特定事業として選定する。

(2) 効果等の評価

市の財政負担見込額の算定については、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

サービスの水準については、できる限り定量的に行うこととするが、定量化が困難な場合は、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

Ⅱ 公共施設等の立地及び規模並びに配置に関する事項

1 敷地に関する各種法規制等

本施設が立地する敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

- ① 事業用地 : 生駒市高山町 12595 番地
- ② 地域地区 : 市街化調整区域
- ③ 土地の所有 : 市有地
- ④ 敷地面積 : 約 9,300 m²
- ⑤ 法定建ぺい率 : 70%
- ⑥ 法定容積率 : 400%
- ⑦ その他 : 敷地の現状は、生駒北小学校のグラウンドとなっており、当該学校施設の移転に伴い、学校給食センター事業用地を含めた複数の敷地に区画整理される。

2 施設要件

給食センターの概要は、以下のとおりとし、詳細については、要求水準書において示す。

(1) 供給能力

8,000 食／日（アレルギー対応食を含む。）

※配送校数は、供用開始時点で小学校 12 校とする。

(2) 献立方式

① 小学校給食：2 献立制

ア 副食 3 品を基本とする。

イ 希望者には、アレルギー対応食を提供する。

ウ アレルギー対応食は除去食を前提とし、学校等と検討の上、入札説明書において詳細を示すこととする。

(3) 施設形態

① 1 場 1 棟とする。

② 給食エリアは、1 階配置を基本とし、ドライシステムを採用する。

③ アレルギー対応食専用の調理室を設置する（160 食程度対応）。

④ 炊飯設備は設けない。

(4) 食器・食缶等

① 食器は、P E N 樹脂製とし、献立により 4 種類使用する。

② 食缶は、65℃以上又は 10℃以下を保持できる機能を有する高性能断熱食缶とする。

(5) 配送方式等

① 配送方式は、食器食缶分離配送方式を基本とする。

② 調理済食品は、配缶後 2 時間以内に生徒・児童が喫食できるよう配送する。

(6) 洗浄・消毒・保管

食器及び食缶等の消毒・保管にあたっては、作業の合理化・効率化の観点を踏まえるものとする。

(7) 施設機能

給食センターの主な施設構成は、以下のとおりである。

表 主要諸室区域区分

区域区分		諸 室 等
一般 エリア	生駒市 専用部分	市職員用事務室、書庫、倉庫、市職員用更衣室、便所 等
	共用部分	研修室、調理体験室、栄養相談室、試食室、見学通路（見学ホールを含む）、小会議室、玄関、来客用便所、多目的便所、廊下等、施設出入口 等
	事業者 専用部分	事業者用事務室、書庫、倉庫、事業者用更衣室、シャワー室、食堂、便所、配送員用控え室、機械室・電気室・ボイラー室 等
給食 エリア	汚染作業 区域	[検収・下処理ゾーン] 食材搬入用プラットフォーム、荷受室、検収室、泥落とし室、食品庫・調味料庫、調味料計量室、冷蔵庫・冷凍庫、各下処理室、容器・器具・運搬用カート等洗浄室、可燃物庫・不燃物庫、油庫 等 [洗浄ゾーン] 食器具・食缶等回収用風除室、洗浄室、残渣処理室 等
	非汚染 作業区域	[調理ゾーン] 野菜上処理室、揚物・焼物室、煮炊き調理室、和え物準備室、和え物室、アレルギー専用調理室、容器・器具・運搬用カート洗浄室 等 [配送・コンテナプールゾーン] 配送用風除室、コンテナ室、仕分室 等
	その他の区域	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、調理従事者更衣室（男女）、シャワー室、洗濯・乾燥室、調理従事者用便所、備蓄倉庫 等
付帯施設		排水処理施設、受水槽、ゴミ置場、植栽、駐車場、駐輪場、車庫、敷地内通路、門扉及び堀

Ⅲ 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、施設整備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

2 審査及び落札者決定の手順

審査及び落札者の決定は、以下のとおり行うものとし、詳細については、入札説明書等において示す。

(1) 審査の手順

- ① 審査は、入札参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。
- ② 入札参加資格審査は、入札参加者の参加資格について、市が入札説明書等に示す参加資格要件に基づき行う。
- ③ 提案審査は、入札参加資格審査を通過した者からの提案審査書類について、落札者決定基準に従い、市が入札価格の確認及び基礎審査を行う。
- ④ 基礎審査を通過した入札参加者からの提案内容について、(仮称)生駒北学校給食センター整備運営事業者選定委員会(以下「事業者選定委員会」という。)が性能審査及び価格審査を行い、最優秀提案を選定する。

(2) 落札者の決定

市は、事業者選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

3 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール(予定)は、以下のとおりとする。

平成 28 年 12 月下旬	実施方針等の公表
平成 29 年 1 月中旬	実施方針等に関する説明会
平成 29 年 1 月下旬	実施方針等への質問及び意見の受付締切等に関する説明会
平成 29 年 2 月中旬	実施方針等への質問に対する回答公表及び意見の受付締切
平成 29 年 3 月下旬	特定事業選定の公表
平成 29 年 4 月上旬	入札公告及び入札説明書等の公表
平成 29 年 4 月中旬	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会
平成 29 年 4 月中旬	入札説明書等に関する質問受付締切
平成 29 年 5 月中旬	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
平成 29 年 5 月中旬	入札参加資格審査書類の受付締切
平成 29 年 5 月下旬	入札参加資格審査結果の通知

平成 29 年 7 月上旬	入札及び提案書の受付締切
平成 29 年 8 月中旬	提案書に関する事業者ヒアリング
平成 29 年 9 月上旬	落札者の決定及び公表
平成 29 年 10 月上旬	落札者との基本協定締結
平成 29 年 11 月上旬	仮契約締結
平成 29 年 12 月下旬	事業契約締結

4 入札参加者の構成

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループとする。

なお、構成員以外の者がS P Cの出資者になることは可能であるが、当該出資者による出資比率は、全事業期間において出資額全体の 50%未満とする。

構成員	入札参加者を構成する法人で、S P Cに出資を行う法人
協力企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部をS P Cから直接受託・請負するが、S P Cには出資を行わない法人

※ S P C：ある特別の事業を行う為に設立された特別目的会社をいう。

(2) 構成員等の明示

入札参加者は、入札参加資格審査書類の提出時に、構成員及び協力企業を明示するものとする。

また、構成員の中で応募手続きを行い、市との対応窓口となる1法人（以下「代表企業」という。）についても明らかにしなければならない。

(3) 複数業務の実施

入札参加者の構成員又は協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

(4) 複数応募の禁止

設計業務・工事監理業務・建設工事・給食調理業務（以下「特定業務等」という。）を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

また、代表企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者も、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

ただし、入札参加者の積極的な参加を促す観点から、前2段の条件に抵触しない限り、

入札参加者の協力企業が、他の入札参加者の協力企業を兼ねることは可能とする。

なお、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

(5) 入札参加者の変更及び追加

入札参加資格審査書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。